

消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、三浦市（以下「甲」という。）は、消防に関する事務（消防団に係る事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を横須賀市（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 甲の負担すべき経費については、甲は、毎年度甲及び乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、乙の長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類等を甲の長に送付しなければならない。

(経理)

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとする。

(決算の措置)

第5条 乙の長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(条例等の制定改廃)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに甲の長に通知するものとする。

(水利施設の設置、維持及び管理)

第8条 甲は、消火の活動に常に有効に使用し得るよう水利施設を設置し、維

持し、及び管理するものとする。

(財産の貸与)

第9条 甲は、乙が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な土地、施設等は無償で乙に貸与するものとする。

(委託の廃止の手続)

第10条 甲又は乙は、委託事務の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議しなければならない。

(委託事務の管理の細目)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(廃止時の措置)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。